

**東京都既存住宅流通活性化方策検討会
(第1回)**

東京都住宅政策審議会答申の抜粋

2016年11月2日

東京都都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課

東京都住宅政策審議会答申（平成28年11月1日）

目標4

良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現

- ①良質な家づくりの推進
- ②既存住宅を安心して売買等ができる市場の整備
- ③消費者や住宅所有者に対する普及啓発

①良質な家づくりの推進

(長期優良住宅等の普及と地域工務店等の連携の促進)

- 1 断熱・省エネルギー、耐久性能等に優れた長期優良住宅等の質の高い住宅の一層の普及を進めるべきである。
- 2 住宅の建設、維持管理サービス、リフォーム等に関わる地域工務店等の事業者が事業活動において行うことが望ましい事項について指針等を策定し、中小事業者による、長期優良住宅の供給や適切な維持管理サービス、リフォーム等を促進すべきである。
- 3 上記の各事業者間の連携に関する事項についての指針等の策定や、それにとった取組を行う事業者の団体についての消費者への情報提供等、必要な支援を検討し、消費者や住宅所有者のニーズに総合的に対応していくべきである。

(建設技術者の育成)

大工等建設業就業者の実態及び課題を把握し、育成の在り方を検討すべきである。

②既存住宅を安心して売買等ができる市場の整備

（建物状況調査、瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用の促進）

- 1 既存住宅売買時の建物状況調査（インスペクション）、瑕疵保険、住宅履歴情報の活用等について、宅地建物取引業者と関連事業者が連携して行うことが望ましい事項についての指針の策定等を検討すべきである。
- 2 上記指針にのっとり取組への支援などにより、建物状況調査（インスペクション）、瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積や活用等を促進すべきである。

③消費者や住宅所有者に対する普及啓発

- 1 既存住宅への適切な価値評価や戸建住宅の維持管理のノウハウ等を取りまとめたガイドブックを作成するなど、消費者や住宅所有者への住宅に関する情報提供や相談体制の充実を図るべきである。
- 2 関係機関と連携し、既存の相談窓口を拡充するなど、住宅の建築、維持保全、リフォーム、売買等に関する相談に対応できるようにしていくべきである。